



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	民法入門（平成18年度）
Author(s)	池田, 清治
Issue Date	2006-04-20T05:02:10Z
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/8395
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	learning object
File Information	06.pdf, 第6回レジュメ



契約から発生する義務 (その3)

《役務提供型契約をめぐる諸問題》

11 役務提供 (= 労務供給) 型契約の意義と種類

a 確認・これまで取り上げてきた契約の種類・内容

売買契約：所有権の移転を目的とする。

(1) 売買契約：所有権の移転 vs. 代金支払 (物とお金の交換。レジュメ p. 16-18)。

(2) 類例その1・交換契約：所有権の移転 vs. 所有権の移転 (物同士の交換)。

(3) 類例その2・贈与契約：所有権の移転 or お金の支払 (無償契約。一方的)。

賃貸借契約：物の利用を目的とする。

(4) 賃貸借契約：物の利用 vs. 賃料の支払 (レジュメ p. 19-22)。

(5) 類例その1・使用貸借契約：物の利用 (無償契約。無料で物を貸す)。

(6) 類例その2・消費貸借契約：お金の貸し借り (利息の有無は約定による)。

賃貸借・使用貸借との相違点：目的物がお金と物で、どこが違うか？

* その物自体を返すか、同等の物を返すか (= その物を処分してよいか)。

消費貸借契約の法律上の問題点：利息の規制 (利息制限法等)。

まとめ：これまでの取り上げた契約の特徴 = 物やお金のやり取り。

b 役務提供型契約の意義と民法典が定める契約類型

役務提供 (= 労務供給) 型契約とは：物のやり取りでなく、お仕事を願うする。

* ただし、お仕事をする過程のなかで、物のやり取りがなされることはある。

民法典が定める役務提供契約の種類

(1) 雇用契約 (623 条以下)：【ポイント】命令された通りに働くことに力点。

* 雇われた人は、雇った人の指揮命令に服する。

(2) 請負契約 (632 条以下)：【ポイント】結果を実現することに力点。

* 仕事の完成が契約の目的で、完成できなければ報酬はもらえないのが原則。

(3) 委任契約 (643 条以下)：【ポイント】最善を尽くすことに力点。

* 善良な管理者の注意 (= 善管注意義務) をもって、事務を処理する。

12 雇用契約（623条以下、労働基準法等の労働諸立法） - 当事者の力の非対称性 -
a 雇用契約の典型例：会社 対 従業員（従属労働）。

b 雇用契約から発生する義務とその特徴

労務者（＝労働者）の義務：労務に服する義務（使用者に指揮命令権あり）。

使用者の義務：報酬支払義務。

雇用契約の特徴：労働諸立法＝労働者の保護（契約期間の限定＋解雇規制）。

*雇用契約については、労働基準法などの特別法がかなりある。

13 委任契約（643条以下） - 専門性・技術性、そして、裁量性 -

a 委任契約の典型例：契約を結ぶために、代理人になってもらう。

*「準」委任契約：契約締結以外の事務処理をお願いする（医師、税理士等）。

b 委任契約から発生する義務とその特徴

受任者（事務を頼まれた人）の義務：事務を処理する義務。

*事務を処理するさいには最善の注意を払う義務（＝善管注意義務）がある一方、
専門家たる受任者にはある程度の裁量も利く。

委任者（事務を頼んだ人）の義務：報酬支払義務（ただし、約定による）。

委任契約の特徴：受任者の専門性・裁量性（雇用契約）。

（1）報告義務の明文化（645条）：受任者が何をやっているか分かるようにする。

（2）自由な解除権（651条）：信頼できなくなったら終わり（受任者に裁量あり）。

14 請負契約（632条以下） - 専門性と結果実現（委任契約） -

a 請負契約の典型例：建築が代表例。その他、修繕、印刷、写真、洗濯、美容院等。

b 請負契約から発生する義務とその特徴

請負人の義務：仕事を完成する義務（渡すべき物があるなら、渡す）。

注文者の義務：報酬支払義務。

請負契約の特徴：誰のための「結果」実現か？

*任意解除権（641条）：不必要になった仕事を継続する意味はない。

15 附・現代型役務提供契約とその法的規制：英会話、エステ、結婚仲介等で現代的問題。